



大津市公報

令和4年3月1日
号外(第10号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
7	大津市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則…………… 1
8	大津市市税規則の一部を改正する規則…………… 1
9	大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
○ 訓 令	
1	大津市職員事務引継規程の一部改正…………… 8
○ 教 育 委 員 会 規 則	
1	大津市教育相談センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

規 則

大津市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則を公布する。

令和4年3月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第7号

大津市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第14条第2項の規定により設置する標識(以下「標識」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(標識の記載事項)

第2条 標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 法第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定した建造物(以下「指定建造物」という。)の名称
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日

(標識の設置場所)

第3条 標識は、指定建造物の所有者又は管理者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第8号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「様式第17号又は様式第18号」を「様式第1号又は様式第2号」に改める。

第45条中「第40条の3第7項」を「第40条の3第9項」に改める。

様式第63号中「給与所得」の次に「(所得金額調整控除後)」を加え、「(その他)」を「(業務・その他)」に、「・寡婦(夫)」を「・寡婦・ひとり親」に、

「

扶養親族該当区分						
配偶者	特定	老人	同居 老親等	一般	16歳未満	特別障害
			同居 特別障害者	特別障害		
普通障害						

を

扶養親族該当区分						
配 偶 者	特定	老人	同居 老親等	一般	16歳未満	特別障害
			同居 特別障害者	特別障害		
普通障害						

に、

特別寡婦	ひとり親
寡婦(夫)	寡婦

を

に改める。

様式第65号中「給与所得」の次に「(所得金額調整控除後)」を加え、「(その他)」を「(業務・その他)」に、「寡婦(夫)」を「寡婦・ひとり親」に、

扶養親族該当区分						
配偶者一般	配偶者老人	特定	同居 老人	一般	16歳未満	特別障害
			同居 特別障害者	特別障害		
普通障害						

を

扶養親族該当区分						
配偶者一般	配偶者老人	特定	同居 老人	一般	16歳未満	特別障害
			同居 特別障害者	特別障害		
普通障害						

に、

特別寡婦	ひとり親
寡婦(夫)	寡婦

を

に改める。

様式第72号の2中

宛名番号	
------	--

を

宛名番号	
法人番号	

に、

申請事由	
------	--

を

*調査事項

申請事由	
*調査事項	

に

改め、同様式(注)第4項中「又は規約」を「、規約等」に改める。
様式第83号及び様式第84号を次のように改める。

様式第83号 (第54条関係)

原動機付自転車
小型特殊自動車
廃車申告受理証明書

年 月 日

大津市長

印

次のとおり廃車申告を受理したことを証明します。

種 別	
原動機付自転車	小型特殊自動車
<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L(50cc)以下又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L(90cc)以下又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L(125cc)以下又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー (0.05L(50cc)以下又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 ・トラクタ ・コンバイン ・ () <input type="checkbox"/> その他 ・フォークリフト ・ ()
	標識番号
	廃車年月日
	年 月 日

所有者	住所 又は 所在地
	氏名 又は 名称
使用者	住所 又は 所在地
	氏名 又は 名称
納税(申告)義務者	

車 名	型式及び年式 型 年式	原動機の型式番号
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW CC

注意事項

- この証明書に市長印の押印なきものは、無効です。
 - この証明書は、大切に保管してください。
- 他の人への譲渡や、市外転出により他の市町村で登録する場合には必要です。

様式第84号 (第54条関係)

原動機付自転車・小型特殊自動車試乗標識 交 付 申 請 書
再交付

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
電話番号

大津市市税条例第97条第1項又は第100条の規定により、次のとおり試乗標識の 交 付 再交付 を申請します。

1 区 分	<input type="checkbox"/> 交付(新規/更新) <input type="checkbox"/> 再交付(旧標識番号)
2 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 試乗用の車両を使用する事業所の名称	
4 添 付 書 類	販売業者である事実を証明する書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 古物商許可証の写し <input type="checkbox"/> その他()

様式第88号(第56条関係)

軽自動車税(種別割)減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者住所(所在地)
(納税義務者)氏名(名称)
電話番号
個人番号又は法人番号

次のとおり 年度軽自動車税(種別割)の減免を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

Table with 2 columns: Reason for exemption (e.g., public interest, life protection, disaster) and checkboxes (A, I, U).

Table for vehicle details: Vehicle type, registration number, purpose, location (Tsu), tax amount, and inspection status.

Table for category-specific exemptions: Direct use for public interest, life protection, or disaster damage.

Table for exemptions for persons with physical disabilities: Includes fields for name, age, residence, and disability certificate details.

当該身体障害者に対する申請年度における減免適用有無の確認
□ 自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)において減免を受けている車両はありません。

様式第91号を次のように改める。

様式第91号(第58条関係)

原動機付自転車
小型特殊自動車
標識交付証明書

年 月 日

大津市長

印

次のとおり標識を交付したことを証明します。

種 別		標識番号	年 月 日
原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生 年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L(50cc)以下又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L(90cc)以下又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L(125cc)以下又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー (0.05L(50cc)以下又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 ・トラクタ ・コンバイン ・() <input type="checkbox"/> その他 ・フォークリフト ・()		
主たる定置場 ※()内は旧主たる 定置場所在の市町 村名を記入		1 左記所有者の住所又は所在地と同じ ()	
車 名		型式及び年式	原動機の型式番号
車台番号		型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW cc

所 有 者	住 所 又 是 所 在 地
使 用 者	氏 名 又 是 氏 名
住所 又 是 所 在 地	
氏 名 又 是 氏 名	

納税(申告・報告)義務者

注意事項

- 1 この証明書に市長印の押印なきものは、無効です。
- 2 この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用するときは常に携帯してください。
- 3 この証明書の内容に変更が生じたときは、変更に係る申告手続をしてください。
- 4 廃車等の届出をする場合は、この証明書を返却してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第83号及び様式第91号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第72号の2の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第9号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。
第29条第18号中「第2条」を「第2条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令**大津市訓令第1号**

大津市職員事務引継規程（平成25年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

別記様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育相談センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第1号

大津市教育相談センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育相談センターの管理運営に関する規則（平成11年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「大津市教育相談センター」を「大津市教育支援センター」に改める。

第1条中「大津市教育相談センター条例」を「大津市教育支援センター条例」に、「第7条」を「第4条及び第7条」に、「大津市教育相談センター（）」を「大津市教育支援センター（）」に改める。

第2条第1項中「休所日」の次に「（以下「休所日」という。）」を加える。

第4条第2項中「若しくは中学校へ、若しくは家庭へ、（家庭から外出するのが困難な状態にある小学生若しくは中学生に限る。）」を「、中学校若しくは家庭へ」に改める。

第5条の見出しを「（教育支援ルーム）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第4条第1項の教育委員会規則で定める者は、市内に在住し、又は住所を有する小学生又は中学生その他教育委員会が特に認める者とする。

第5条第2項及び第3項中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 教育支援ルームの実施時間は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 小学生 午前9時から午前11時30分まで

(2) 中学生 午前9時から午後3時まで

第5条第5項中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改める。

第7条の見出し中「適応指導教室」を「教育支援ルーム等」に改め、同条第1項中「適応指導教室へ」を「教育支援ルーム等へ」に、「適応指導教室通級終了通知書」を「教育支援ルーム等通級終了通知書」に改め、「学

校長を通じて」を削り、同条第2項中「している子どもが再登校できる状態になり、」を「の終了の申出があったときその他」に、「適応指導教室通級終了通知書」を「教育支援ルーム等通級終了通知書」に、「により学校長を通じて、その」を「により、」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「(教育支援ルーム等への通級の申出等)」に改め、同条第1項中「適応指導教室」を「教育支援ルーム及びことばの教室(以下「教育支援ルーム等」という。)」に、「子どもの在籍する小学校又は中学校の校長(以下「学校長」という。)に適応指導教室通級申出書」を「教育長に教育支援ルーム等通級申出書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「適応指導教室通級判定結果通知書」を「教育支援ルーム等通級判定結果通知書」に改め、「当該申出書を提出した学校長を通じて」を削り、「申し出」を「申出」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(ことばの教室)

第6条 条例第4条第2項の教育委員会規則で定める者は、市内に在住し、又は住所を有する幼児、小学生又は中学生その他教育委員会が特に認める者とする。

- 2 ことばの教室の実施期間は、4月15日から翌年3月31日までとする。
- 3 ことばの教室の休業日は、休所日及び土曜日とする。
- 4 ことばの教室の実施時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、ことばの教室の実施期間、休業日若しくは実施時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

教育支援ルーム等通級申出書

年 月 日

(宛先)

大津市教育委員会教育長

保護者氏名

(教育支援ルーム・ことばの教室)に子どもを通級させたいので、大津市教育支援センター条例第5条の規定に基づき次のとおり申し出ます。

こ の こ の こ の こ	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	現住所	(〒 -)		
	学校名・園名		学年	
	担任者氏名			

家庭や学校、園等での子どもの様子

保 護 者	ふりがな			
	氏名			
	続柄	電話番号	(自宅・携帯)	
		緊急連絡先		

様式第2号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「適応指導教室通級判定結果通知書」を「教育支援ルーム等通級判定結果通知書」に改め、「大教委相セ」及び「(保護者名)」を削り、「大津市教育相談センター条例第5条」を「大津市教育支援センター条例第5条の規定」に、「の適応指導教室」を「の(教育支援ルーム・ことばの教室)」に、

「

<p>1 適応指導教室への通級を決定します。</p> <p>適応指導開始日</p> <p>年 月 日 (曜日)</p> <p>2 適応指導教室への通級を決定しますが、現在通級者枠に余裕がないため、しばらくお待ちください。通級が可能になりましたら、開始日を通知します。</p>
<p>1 1週に1回から2週に1回の面接相談を継続することします。なお、面接相談の継続により通級ができるように成れば、改めて通級の決定をします。</p> <p>2 他の機関の方が適切と思われます。再度面接により他機関を紹介いたします。ご連絡ください。</p> <p>3 その他 ()</p>

を

「

<p>(教育支援ルーム・ことばの教室) への通級を決定します。</p> <p>開始日 年 月 日 (曜日)</p>
<p>理由</p> <p>()</p>

に改める。

様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「適応指導教室通級終了通知書」を「教育支援ルーム等通級終了通知書」に改め、「大教委相セ」及び「(保護者名)」を削り、「適応指導教室に」を「(教育支援ルーム・ことばの教室)に」に、「大津市教育相談センター条例施行規則第7条」を「大津市教育支援センターの管理運営に関する規則第8条の規定」に、

「

- 1 適応指導の結果、再登校ができるようになったので通級を終了します。
- 2 適応指導教室へはあまり出席できませんでしたが、継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので終了します。
- 3 いまだ再登校できる状態とは認められませんが、年度末のため、一旦終了とします。
通級の継続を希望される場合は、再度通級の申し出をしてください。
- 4 卒業のため、終了します。
- 5 その他

を

- 1 年度末の到来により、終了します。
- 2 通級の終了の申出により、終了します。
- 3 その他

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 大津市教育相談センターの一部を改正する条例（令和3年条例第67号）附則第2項の規定に基づき同条例の施行前に同項の規定による申出を行う場合には、この規則の施行前であっても、この規則による改正後の大津市教育支援センターの管理運営に関する規則の規定に基づき当該申出を行うものとする。